



バスの利用を快適にしてくれる ICバスカード



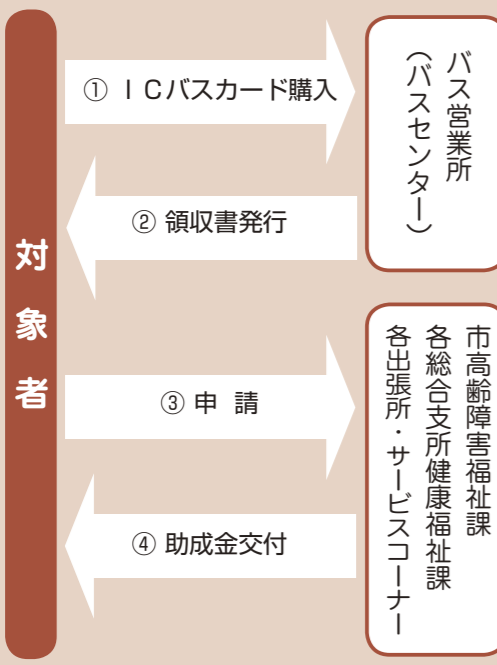
### 敬老バス乗車貸助成事業

市内に居住する高齢者の心身の健康を保持し、明るく楽しい老後を過ごしていただくため、市内のバス乗車賃の一部を助成します。

**○対象者**  
市内に在住し、住民登録を有する満70歳以上のバスを利用する人

**○助成内容**  
ICバスカード購入及び金額の追加に要した額の2分の1の額（年間5,000円を限度）を助成します。  
※4月1日以降の購入及び金額の追加に要した額に対して助成します。  
※預かり金500円は助成対象

### 手続きの流れ



# 健やかで安心できる生活を提供します



### 紙おむつ支給事業

在宅の寝たきり高齢者・重度認知症高齢者の衛生の向上と介護する人の経費負担軽減のため、紙おむつを支給します。

**○対象者**  
市内に住民登録を有し、次のすべての要件を満たす人  
・在宅の寝たきり又は認知症の高齢者  
・日常生活を営むのに常時他人の介護を必要としている人  
・一日中おむつをしている状態が3か月以上続いている人  
※入院中の人や特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・認知症高齢者グループホーム・養護老人

市では、高齢者や障害者などに快適な生活を送ってもらうため、様々な福祉サービスを行っています。  
これらの福祉サービスは、現在、各地区ごとに合併前の内容や基準に基づき実施していますが、4月からは一部の事業を除き全地区で統一して実施します。  
そこで、主な高齢者・障害者福祉サービスを紹介いたします。

ホームに入所中の人は対象になりません。

**○支給内容**  
下表のいずれか一種類の紙おむつと引き替えでできる受給券を、一か月につき1枚支給します。（年間最大12枚）

**○申請方法**  
調査員が訪問しますので、市高齢障害福祉課（⑦番窓口）又は各総合支所健康福祉課へご連絡ください。



### 高齢者はり・きゆう 施術料助成事業

高齢者の健康保持と福祉の増進を図ること目的に、はり・きゆう施術料の一部を助成します。

**○対象者**  
市内に在住し、住民登録を有する満65歳以上の人

**○助成内容**  
1枚500円相当の利用券を年間30枚交付します。

**○交付開始日**  
平成18年3月30日（木）

**○申請方法**  
健康保険証、印鑑を持って、市高齢障害福祉課（⑦番窓口）又は各総合支所健康福祉課、各出張所へお越しください。

### 重度障害者福祉 タクシー料金助成事業

在宅の重度障害者の方がタクシーを利用する際、その料金の一部を助成します。

**○対象者**  
市内に住民登録を有し、次のすべての要件を満たす人  
・身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A1・A2）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている人  
本人及び世帯員が自動車など

を所有していない人  
福祉施設等へ入所していない人

**○助成内容**  
市民税が課税されていない人  
1枚500円相当の利用券を一か月につき1枚支給します。（年間最大12枚）

**○申請方法**  
障害者手帳等と印鑑を持って、市高齢障害福祉課（⑧番窓口）又は各総合支所健康福祉課へお越しください。  
※新規に申請する場合は、民生委員の証明が必要です。  
※交付を受けたことがある場合は、使用済みの利用券綴りの表紙をお持ちください。



### 高齢者・障害者住宅 整備資金貸付事業

高齢者や障害者の在宅による生活を支援するため、専用居室などを増設又は改造するために必要な資金を貸し付けます。